第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年10月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所

大阪市北区堂山町３番３号
日本生命梅田ビル５階
ＡＰ大阪梅田東

議決権行使期限

2024年10月28日（月曜日）午後６時

本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

目 次

第24回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 4
　議　　案　剰余金の処分の件
事業報告 …… 5
計算書類 …… 31
監査報告書 …… 48



株式会社LeTech

証券コード：3497

LeTech

ご挨拶

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第24回定時株主総会を2024年10月29日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は金融機関や士業向けの不動産仲介コンサルティングを祖業として、2000年に創業いたしました。数々の試行錯誤を経て、現在では多様なお客さまのニーズにお応えするべく、総合不動産デベロッパーとしての道を歩んでおります。

そして今後も当社が成長するための方向や、提供すべき価値を明確にするべく、全役職員に協力を求めて企業理念を改定いたしました。

この新しい企業理念に基づいて行動し、企業価値を向上させることによってステークホルダーへの貢献を果たして参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社LeTech　代表取締役

宮地　直紀



ミッション・ビジョン・バリューズ

Mission

「まだない」を見つけ、可能性の扉をひらく

Vision

モノ・コト・トキをデザインし、コミュニティを幸せでみたす

Values

己動	試行錯誤	進化	相互理解	誠実
自ら気づき、がむしゃらにやりきる	**脳に汗をかき、知恵を出し尽くす**	**1年後の自分にワクワクする**	**らしさを認め、らしさを活かしあう**	**顧客と、仲間と、誇れる仕事を**
状況を把握し、自ら気づいて課題を設定する、そして、やると決めたことは最後まで自らが主となり、がむしゃらにやりきる。	難しい案件、困難な状況にぶち当たっても、脳に汗をかくほど考え抜いて、あれこれ試行錯誤し、うまくいかせるための知恵を絞り出す。	今の自分の延長に、ワクワクする自分を想像できるかを自問自答する。ワクワクできる自分の未来像を創るのは、今の自分の努力しかないと腹をくくる。	自分が大事にしていることや自分らしさと、相手が大事にしていることや相手らしさに興味関心を持って理解し合い、互いの良さを活かし合える関係を築く。	顧客と対話し、社内の仲間はもちろん、パートナーと密に連携し、妥協することなく嘘偽りない仕事を共創する。

証券コード　3497
2024年10月11日
（電子提供措置の開始日 2024年10月４日）

株　主　各　位

大阪府大阪市北区堂山町３番３号
株式会社ＬｅＴｅｃｈ
代表取締役
社　　長　**宮　地　直　紀**

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.letech-corp.net/investor/library/report/	
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード(3497)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。	

　なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年10月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2024年10月29日（火曜日）午前10時

2．場　　所　　大阪市北区堂山町３番３号　日本生命梅田ビル５階
ＡＰ大阪梅田東

3．目的事項

報告事項　　第24期（2023年８月１日から2024年７月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　　剰余金の処分の件

4．招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、2024年10月22日（火曜日）午後５時まで事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご質問の受付につきましては、以下サイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

※株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

事前質問URL	https://q.srdb.jp/3497/

動画配信のご案内

本株主総会の様子は、後日動画配信を行います。本株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（https://www.letech-corp.net/）にてご案内させていただきます。

本株主総会では会場内で撮影があり、可能な範囲において、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。

ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。映像をご視聴いただくための通信料につきましては、ご視聴になる株主様のご負担となります。

事後配信URL	https://www.letech-corp.net/

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　剰余金の処分の件

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況、企業を取り巻く事業環境、経営成績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、普通株式につきましては１株につき５5円、Ａ種種類株式につきましてはＡ種種類株式発行要項で定めた所定の計算方法に基づき、１株につき３０，０００円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　普通株式１株につき　　55.00円　　総額 265,321,760円
　　Ａ種種類株式１株につき　　30,000.00円　　総額　60,000,000円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年10月30日

以　上

事　業　報　告

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を原因とする経済活動の停滞が完全に終息し、雇用環境、企業収益が改善し訪日観光客数が2019年を大きく上回るなど回復基調で推移しました。一方、国外ではウクライナ情勢に加えて西アジア地域における紛争の長期化、欧米におけるインフレ進行など先行きが不透明な要因が見られ不安定な状況が続いております。

当社の属する不動産業界におきましては、首都圏を中心に地価が高い水準で推移したことに加えて、人件費や資材の高騰も重なり不動産価格は継続的に上昇しました。しかし、当事業年度末に追加利上げが決定されるなど、金融政策上の大きな変化が生じたため、「金利がある世界」へ回帰することとなり、今後は当社を取り巻く外部環境に大きな変化が生じる可能性が高まっております。

このような事業環境のもと、当社では「中期経営計画（2024年７月期－2026年７月期)」に基づき、経営基盤の強化、企業価値の向上を目指し、事業を推進してまいりました。

当社の得意とするレジデンス開発案件が好調に推移すると共に、インバウンド需要の回復を背景に当社の開発するホテル・民泊案件が高収益での売却となり、業績に大きく寄与いたしました。また、当社の主要ブランドである「LEGALAND」の開発用地を中心に仕入活動を推進し、翌期以降に売却となる棚卸資産も増加しております。

その結果、当事業年度におきましては、売上高147億95百万円（前年同期比7.5％減)、営業利益15億30百万円（前年同期比9.9％増)、経常利益11億９百万円（前年同期比35.1％増)、当期純利益10億79百万円（前年同期比7.1％減）となりました。なお、前事業年度において繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上の結果、法人税等調整額の発生が△３億19百万円となり、大きく当期純利益を増加させることとなったため、当事業年度の当期純利益については減益となっております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 不動産ソリューション事業

売上高138億15百万円（前年同期比6.6％減）、セグメント利益20億84百万円（前年同期比21.1％増）となりました。当事業セグメントにおいては、経営計画に基づき不動産価格の方向感を見定めながら、仕入面においては当社の目利き力やノウハウを最大限活用し、駅近物件等の希少性の高い販売用不動産の選定に注力しております。

販売面においては、当社の得意とするレジデンス開発案件が好調に推移すると共に、インバウンド需要の回復を背景に、当社の開発するホテル・民泊案件が高収益での売却となりました。前年同期と比較して当事業年度は減収となったものの、複数の高収益案件の売却により大きく増益となりました。

② 不動産賃貸事業

売上高９億42百万円（前年同期比18.0％減）、セグメント利益２億27百万円（前年同期比8.2％減）となりました。当事業セグメントは、当社の安定的な収益基盤の指標となるセグメントであり、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの所有不動産からの賃貸収入を収益の柱としております。また、当社が売却した物件も含め、お客様の保有物件の物件管理業務を受託するプロパティマネジメント事業や修繕・原状回復工事に特化したサービスを提供するファシリティマネジメント事業を行っております。

当事業年度においては、インバウンド需要の回復を背景として、当社の保有する大阪の民泊マンション・京都のホテル物件の収支が大きく改善したことにより不動産賃貸事業のセグメント利益率は24.2％となり、前事業年度のセグメント利益率21.6％から2.6ポイント改善しました。しかしながら、レジデンス物件及び大阪のホテル物件の販売に伴う賃貸収入の減少があったため、前年同期と比較して減収減益となりました。

③ その他事業

売上高37百万円（前年同期比18.0％減）、セグメント利益37百万円（前年同期比5.4％減）となりました。当事業は、不動産仲介事業及び国内外の富裕層ニーズに応えるウェルスマネジメント事業を行っております。法人・個人のお客様にかかわらず、お客様のニーズに合ったサービスを提供しております。

当事業年度においては、前年同期に大型の仲介案件があったため、前年同期と比較して減収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、管理部門における業務効率化を目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は10百万円であり、主に工具、器具及び備品及びソフトウェアの取得にかかる費用10百万円であります。

また、設備の売却または除却による減少額は３百万円であり、主に福利厚生用建物の売却による減少３百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中においては、複数の金融機関より総額15,961百万円の借入れを行っております。借入内容は以下のとおりであります。

建物及び土地購入資金	15,053百万円
運転資金	908百万円

(4) 対処すべき課題

① 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能を強化すると共に、内部統制システムを適切に運用していくことが重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、任意の指名報酬委員会を設置するなどステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保しつつも、さらに効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

② コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行しており、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務におけるコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会の定期的開催、内部通報制度の周知、各種取引の健全性の確保、情報の共有化及び防止策の策定などを行い、また、社内啓蒙活動を実施し、企業の社会的責任を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

③　仕入力及び販売力の増強

当社は、不動産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、数多くの物件情報を収集できるネットワークを一層強化し、物件を発掘する目利きを活かし、社会動向を見据えた収益力のある優良な物件の仕入れを引き続き積極的に行ってまいります。

また、物件ごとにソフト・ハードの両面において適切なバリューアップを施すことで、資産価値を高め、投資対象として魅力のある物件を提供できるよう努めております。

④　収益構造の転換

販売用不動産の販売に依存する収益モデルは、少なからず市況の影響を受けるビジネスモデルであり、販売の成否による１事業年度間の業績の波が大きいため、市況が好調な時は大きなリターンが期待できるものの、当該収益構造のみに過度に依存することはリスクが高いと考えております。

また、不動産調達から開発までにかかる用地・建築費の高騰の影響もあり、従来の不動産販売による事業スキームでは収益性の飛躍的な向上は図りにくく、今後の更なる事業拡大においては、収益構造の転換・バランスシートに頼らない事業の推進が必要と考えております。既存事業の強化・新規事業の開拓と共に、不動産DX・IT技術を積極的に業務に取り入れ（オープンイノベーション）、更なる収益性・生産性の向上を目指します。

⑤　財務体質の健全化

当社は、これまで事業・業容の拡大に際して、事業用地の取得及び運転資金を主として金融機関からの借入れによって賄ってきたこともあり、2024年７月期においては自己資本比率が21.3%、有利子負債比率310.7%となっております。このため、景気の変動や金利動向により大きな影響を受ける財務構造となっており、今後の企業間競争に耐えうるべく財務体質の改善が急務であると認識しております。

今後の経営の安定化のためにも、利益の蓄積・多様な調達手法を活用した財務基盤の充実並びに仕入れと売却のバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールを更に徹底し、営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

（有利子負債比率＝有利子負債額÷自己資本×100）

⑥　安定した資金調達の確保

当社が掲げる経営戦略を実現するためには、不動産開発における物件の仕入資金の調達力を上げていくことが必要不可欠であります。

市況の変化に大きく左右されることなく安定した資金調達を行うために、物件単位の資金調達に加えて、フリーキャッシュである手元資金の増強が有効であると認識しております。

そのためには、金融機関からの借入れのみならず、多様な資金調達手法を検討していくことが重要であると考えております。

⑦　人材の確保と育成

上記の課題を克服するためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することは経営の重要な課題として認識しております。

そのために当社では、従業員のプロフェッショナル化として不動産運用に係る従業員に対し不動産に関する専門知識の習得を求めるだけでなく、すべての業務に携わる従業員に対し、自己研鑽を重ね、高い専門性を身に付けること、自律的に行動していくことを求めております。特に当社が収益構造の転換やオープンイノベーションを推進する上で重要となるDX人材については、DX人材の採用に強い人材紹介サービスの積極的な活用によりDX人材確保を進めるほか、オンライン学習サービス等を活用した能力向上を推進しております。

これにより、従業員個々の能力向上を図り、当社の人材レベルの向上、ひいてはサービスの質向上、維持に繋げていきたいと考えております。

その実現には、人材に対する投資が必要不可欠であると考え、毎年策定する人員計画に教育研修を盛り込み、継続して人材のレベルアップに取り組んでおります。

併せて、経営理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、リスク管理などに対する全社員の意識向上にも努めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2021年７月期 第21期	2022年７月期 第22期	2023年７月期 第23期	2024年７月期 (当期)第24期
売　　上　　高	19,057,626千円	18,202,986千円	15,989,458千円	14,795,227千円
経常利益又は経常損失(△)	281,899千円	△3,957,179千円	821,376千円	1,109,663千円
当期純利益又は当期純損失(△)	609,650千円	△4,688,026千円	1,162,312千円	1,079,949千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	196.05円	△1,470.04円	249.37円	213.81円
総　　資　　産	33,564,455千円	18,823,600千円	21,724,853千円	24,530,303千円
純　　資　　産	4,655,402千円	65,774千円	4,234,364千円	5,217,483千円
１株当たり純資産額	1,491.99円	20.30円	465.50円	654.53円

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日）の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている第22期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況等（2024年７月31日現在）

① 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年７月31日現在）

事　　業	主　　要　　製　　品
不動産ソリューション事業	当事業では、様々なソースの物件情報から不動産を仕入れ、最適なバリューアップを施し資産価値を高めたうえで、主に資産保有を目的とした事業法人及び個人富裕層に対して、各々の顧客ニーズに即した物件を販売しております。販売する収益不動産は、独自の営業ルートにより仕入れた物件においての新規開発、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等を施すことにより資産価値の向上を図っております。主な内容としては、マンション開発、オフィス・ホテル・民泊施設等の商業開発、土地有効活用、コンバージョン・リノベーション等による不動産販売であります。
不動産賃貸事業	当事業では、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの収益不動産からの賃料収入の確保を収益の柱としております。また、自社保有物件から発生する収益だけでなく、当社が売却した物件を含めてお客様の保有物件の物件管理業務を受託するプロパティマネジメント事業を行っているほか、不動産管理会社と入居者をより良い形で繋ぎ、建物をサポートするマンション・ビルの修繕・原状回復工事に特化したサービスを提供するファシリティマネジメント事業を行っております。ファシリティマネジメント事業においては、不動産賃貸事業における賃料の増収や稼働率の向上をテーマとして、当社保有物件の退去者の立会い業務や原状回復工事、リノベーション工事、補修工事なども行っております。
その他事業	その他事業として、不動産仲介事業及び国内外の富裕層ニーズに応えるウェルスマネジメント事業を行っております。当社は祖業として、法的側面から生じる弁護士からの民事訴訟案件や金融機関等からのローン延長案件に対して、任意売却の仲介及びコンサルティング等、課題解決法を提案するコンサルティング事業を営んでおりました。現在では、法的案件整理以外でも当社が培った不動産コンサルティングのノウハウや情報網を活かして、個人・法人のお客様にかかわらず、お客様のニーズにあったサービスを提供しております。

(8) 主要な営業所（2024年７月31日現在）

名　称	所　在　地
本　社	大阪市北区堂山町３番３号
東京支社	東京都港区虎ノ門１丁目２番８号
神戸支店	神戸市中央区二宮町１丁目４番７号

(9) 従業員の状況（2024年７月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	8名増	36.3歳	4.3年

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2024年７月31日現在）

借入先	借入額
近畿産業信用組合	2,555,830千円
大阪厚生信用金庫	2,066,075千円
株式会社紀陽銀行	1,799,000千円
株式会社関西みらい銀行	1,356,980千円
株式会社みなと銀行	1,020,000千円
横浜幸銀信用組合	980,000千円
株式会社香川銀行	910,600千円
新生インベストメント＆ファイナンス株式会社	846,800千円
株式会社徳島大正銀行	498,000千円
播州信用金庫	456,000千円

2．会社の株式に関する事項（2024年７月31日現在）

（1）発行可能株式の総数　　12,000,000株

種類	発行可能株式総数
普通株式	11,998,000株
Ａ種種類株式	2,000株
合計	12,000,000株

（2）発行済株式の総数　　4,873,138株（自己株式47,106株を含む）

種類	発行済株式総数
普通株式	4,871,138株
Ａ種種類株式	2,000株
合計	4,873,138株

(注)　2022年９月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、第三者割当増資の方法によって同年９月30日にＡ種種類株式が発行されており、当該Ａ種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 種類株式配当金

①種類株式配当金

毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主(以下「Ａ種種類株主」という。)又はＡ種種類株式の登録株式質権者(以下「Ａ種種類登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、Ａ種種類株式１株につき一年当たり発行価額の3.0％の種類株式配当金を支払う。ただし、当該事業年度において種類中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対して種類株式配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

③非参加条項

Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、種類株式配当金を超えて利益配当を行わない。

④種類中間配当金

中間配当を行うときは、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、種類株式中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。

(4) 償還請求

令和４年９月30日以降、当社に対して金銭を対価としてＡ種種類株式の全部又は一部を償還請求することができる。当社は、Ａ種種類株式１株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日における分配可能額（会社法第461条第２項所定の分配可能額をいう。）を限度として、当該効力が生じる日に、Ａ種種類株主に対して、当社定款の定める方法によって計算された金銭を交付する。

(5) 普通株式への全部又は一部転換請求

令和４年９月30日以降、当社に対して普通株式の交付と引換えに、その有するＡ種種類株式の全部又は一部を転換請求することができ、その転換価額は350円とする。

(6) 議決権条項

Ａ種種類株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、資金調達を目的としたものであるため、株主総会において議決権を有しない。

(7) 種類株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等
Ａ種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。また、Ａ種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利が付与されること及び株式又は新株予約権の無償割当ては行われない。

(8) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第２項に関する定めはしていない。

(3) 株主数

普通株式	2,224名
Ａ種種類株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社エルティー	1,550,000株	32.12%
株式会社リーガルアセット	1,120,000株	23.21%
平野哲司	447,733株	9.28%
藤原寛	230,590株	4.78%
冨田和成	90,000株	1.86%
日本証券金融株式会社	68,200株	1.41%
嶋崎弘之	62,600株	1.30%
松木高茂	34,033株	0.71%
中村考志	32,500株	0.67%
宮地直紀	29,556株	0.61%

（注）１．持株比率は、各種類株式の発行済株式の総数の合計から自己株式（普通株式47,106株）を控除して計算しております。
２．株式会社エルティーの持株数は、普通株式（1,548,000株）及びＡ種種類株式（2,000株)を合計して記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 124,872株	6名
社外取締役	-株	-名
監査役	-株	-名

(6) その他株式に関する重要な事項
① 当事業年度中に以下の内容で発行済株式の総数が増加しております。
・新株予約権の行使 7,000株
② 当事業年度中に以下の内容で自己株式を取得しております。
・単元未満株式の買取りによる増加 32株
③ 当事業年度中に以下の内容で自己株式を処分しております。
・譲渡制限付株式報酬の割当による処分 124,872株

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
・新株予約権の数
560個
・目的となる株式の種類及び数
普通株式 56,000株（新株予約権１個につき100株）
・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年７月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
平 野 哲 司	取締役会長	
宮 地 直 紀	代表取締役社長	
藤 原　　寛	取締役副社長兼 営業本部長	
岡　　修 司	取締役 営業副本部長	
松 木 高 茂	取締役 経営企画本部長	
坂 東 哲 人	取締役 管理本部長	
久保田　洋	取締役	
駒　　信 之	取締役	
橋 本 伸 行	常勤監査役	
喜多村晴雄	監査役	喜多村公認会計士事務所 代表(公認会計士) 株式会社デンソー 社外監査役 東洋アルミニウム株式会社 社外監査役
佐 藤 裕 己	監査役	水都総合法律事務所 代表(弁護士)

（注）１．取締役 久保田洋、同 駒信之の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

２．監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 佐藤裕己の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 佐藤裕己の３氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

３．監査役 喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査役 佐藤裕己氏は、弁護士の資格を有しており、法令及び法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．当事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退任日	退任時の地位・担当・重要な兼職の状況
山田庸男	2023年10月27日	取締役 弁護士（梅ヶ枝中央法律事務所） ウェルス・マネジメント株式会社　社外取締役 シン・エナジー株式会社　社外監査役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に相当する事項を2021年４月16日開催の取締役会の決議により定めております。なお、2024年７月期以降は、この決定方針を元に指名報酬委員会が審議し、その答申を参考として取締役会にて決定いたします。

決議後の決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針とし、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指すものとする。

次に、取締役の報酬限度額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額630百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役は１名）である。2019年10月30日開催の定時株主総会において、外枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額200百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名（うち社外取締役は２名）である。

当社の取締役の報酬額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であり、取締役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により決定するものとする。

また上場会社として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用するものとする。

当社は、取締役の役員報酬制度として、(A)固定報酬、(B)毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、(C)毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用し、(A)固定報酬としての月額定期報酬、(B)短期業績連動報酬としては単年度利益を目安に支給する役員報酬、(C)企業価値連動報酬としては単年度時価総額向上を目安に支給する役員報酬とする。

役員報酬区分	取締役	社外取締役
固定報酬	○	○
短期業績連動報酬	○	－
企業価値連動報酬	○	－

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額として月例の固定報酬を決定するものとする。

社外取締役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を月例の固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の額の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

始めに短期業績連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、その指標としては取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から経常利益、予算達成率、成長率及び次期業績目標を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を短期業績連動報酬に乗じ各取締役の報酬額を決定するものとする。

なお、報酬額の決定にあたって業績連動報酬に係る目標は、事業年度末を越えて発表される決算短信に記載する業績予想における経常利益額とする。

次に、企業価値連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、金銭報酬と株式報酬で構成されており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬は譲渡制限付の固定報酬とする。金銭報酬は変動報酬とし、その指標としては企業価値向上の成果を図るにあたり最適であるとの判断から時価総額を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を金銭報酬に乗じ、固定報酬を加えた額を各取締役の報酬額とし、報酬額の決定にあたって企業価値連動報酬に係る目標等は定めないものとする。

なお、上記短期業績連動報酬及び企業価値連動報酬における金銭報酬についての支払い時期は、月例に加算して支払うものとする。

最後に、譲渡制限付株式の付与のための報酬については次のとおりとする。

2019年10月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、企業価値連動報酬として新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議がなされており、本決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（金銭報酬債権）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とした。

また、各対象取締役への具体的な支給時期は２年毎とし、配分方法と併せ取締役会において決定するものとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬については、担当職務の功績等を勘案して決定するため変動するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記株主総会決議の報酬限度内において、役員の報酬の決定方針に従い、取締役会の決議を経て個別報酬を決定するものとする。ただし、取締役会決議に基づき、代表取締役に対し、各取締役の所掌業務及び担当事業の業績等を踏まえて、上記の報酬の決定方針に従いつつ、具体的報酬額の決定を委任することを妨げない。

② 業績連動報酬に関する事項

当事業年度における業績連動報酬に係る主な業績指標のうち、主要な指標である当事業年度の経常利益額は1,109百万円です。業績指標の詳細は「財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、2025年７月期の業績連動報酬は、経常利益額等に基づき、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会が審議し、その答申を参考として取締役会にて決定いたします。

③ 委任に関する事項

当事業年度のうち、2023年８月～10月の取締役の金銭報酬額については、2022年10月27日開催の取締役会における委任決議に基づき前事業年度の代表取締役平野哲司に取締役の個人別の報酬等の決定の権限を委任しておりました。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や責任に対する評価を行うにあたり最も適していると判断したためです。

なお、当社は2023年８月に指名報酬委員会を設置しており、同委員会の答申を参考として取締役の個人別の報酬等を2023年10月27日開催の取締役会で決議したため、2023年11月以降の取締役の個人別金銭報酬額に関する委任決議を行っておりません。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定に当たっては、上記決定方針に従った決定方法を取っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社の監査役の報酬額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

⑥　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	短期業績連動報酬	企業価値連動報酬		
				金銭報酬	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	214,671	163,675	5,472	-	45,523	6
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	12,500	12,500	-	-	-	3
社外監査役	14,100	14,100	-	-	-	3

(注) １．上記には、当事業年度中に退任した社外取締役１名を含んでおります。
２．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項
①　重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
イ．重要な兼職の状況は、「(１) 取締役及び監査役の氏名等（2024年７月31日現在)」に記載のとおりであります。
ロ．当社と他の重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主 な 活 動 状 況
久保田　洋	社外取締役 指名報酬委員長	当事業年度に開催された取締役会14回及び指名報酬委員会５回全てに出席し、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社の持続的な企業価値向上に努めております。また、指名報酬委員長として業務執行取締役に対する監督機能を担っております。
駒　　信之	社外取締役 指名報酬委員	取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、金融機関における業務執行経験及び不動産業における経営経験に基づき、取締役会における客観的な助言、監督機能を担っております。
橋本伸行	常勤社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、当社の監査役会及び取締役会において企業監査に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、監督機能向上を担っております。
喜多村晴雄	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社経営の適正性の確保に大きく寄与しております。
佐藤裕己	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の経営及び事業推進に対しての監督及びチェック機能を担っております。

(注) 駒信之氏は、2023年10月27日開催の第23回定時株主総会にて社外取締役に就任しており、就任以降の活動状況を記載しております。

【ご参考】＜取締役・監査役の構成及びスキルマトリックス＞

取締役・監査役の構成及びスキルマトリックスは以下の通りであります。

なお、各取締役及び各監査役の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

※保有するスキルのうち、専門性の高いスキルに◎を付しております。

氏名	役職	経営	不動産		財務	法務	企業統治	ＣＳＲ
			開発	管理				
平野哲司	取締役会長	◎	○	○				○
宮地直紀	代表取締役社長	◎	○	○	○		◎	
藤原寛	取締役副社長	○	◎	○				
岡修司	取締役	◎	○	◎	○			
松木高茂	取締役	○			○	○	○	◎
坂東哲人	取締役	○		○	○	○	○	○
久保田洋	社外取締役	◎			○		○	
駒信之	社外取締役	◎	○	○	○			
橋本伸行	社外監査役				○	○	○	○
喜多村晴雄	社外監査役	○			◎	○	○	
佐藤裕己	社外監査役					◎	◎	

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

(2) 継続監査期間
2016年７月期以降の９年間

(3) 監査法人の選定方針と理由
監査役会が定めた会計監査人評価基準に照らし、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額などを総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
なお、当社が太陽有限責任監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

(4) 監査役及び監査役会による監査法人の評価
監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人評価基準に照らし、会計監査人との面談、意見交換等を通じ、品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査役会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況等の観点から、総合的に勘案して評価しております。

(5) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(6) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(8) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

a．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。

（ロ）代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、規程に基づきそれぞれの責任者を任命する。

（ハ）取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

（ニ）取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているか監督する。

（ホ）取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

（ヘ）取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。

（ロ）代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

c．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。

（ロ）「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

d．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）「企業倫理規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」並びに「リスク・コンプライアンス運用マニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。

（ロ）代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス総括責任者として管理本部長を任命し、総務部において、リスク・コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

（ハ）内部通報制度として、第三者通報窓口として外部の専門会社及び社内通報窓口を総務部長、管理本部長及び経営企画本部長とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。

（ニ）監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。

（ホ）内部監査室長は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。

e．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規程･制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を監査役の補助をすべき使用人として指名することができる。

（ロ）補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。

（ハ）指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

g．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ）監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。

（ロ）監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。

（ハ）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会（それができないときは監査役）に報告しなければならない。

（ニ）監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

h．監査役の職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

ｉ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役は、毎月１回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。

（ロ）監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査室長と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

ｊ．財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

k．反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a．コンプライアンス

当社では、各部門長等をメンバーとするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、社内におけるコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

b．リスク管理

当社では、様々なリスクについて、各部門でリスク管理を実施するとともに、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクアセスメントの実施を行っております。また、内部統制システムについても整備、運用状況及び有効性の確認を行っております。

c．取締役の職務執行

当社では、本年度において取締役会を14回開催し、上程される議案や報告事項について適切に審議するとともに業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

d．監査役の監査体制

当社では、監査役が取締役会のほかに経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から業務執行状況等の報告を受けるとともに、意見陳述を行う機会を確保しております。

監査役と代表取締役との定期的な会合を設定し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の監査環境等について、意見交換を行いました。また、内部監査部門及び会計監査人等と、監査役監査の実効性確保を図るため、定期的な連絡会を開催し、監査役が求めた事項や対処すべき課題等について意見交換を行いました。さらに、非常勤社外取締役とも会合を持ち、業務執行役員等から、その職務の執行について、報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**23,119,938**	**流動負債**	**11,903,121**
現金及び預金	2,572,215	営業未払金	221,852
営業未収入金	134,922	短期借入金	5,752,185
販売用不動産	6,394,456	1年内償還予定の社債	35,000
仕掛販売用不動産	13,633,185	1年内返済予定の長期借入金	3,072,455
前渡金	224,844	未払金	34,100
前払費用	144,733	未払費用	310,109
その他	25,788	未払法人税等	5,873
貸倒引当金	△10,207	前受金	1,630,260
		預り金	573,142
固定資産	**1,410,364**	前受収益	53,417
有形固定資産	**43,593**	賞与引当金	25,135
建物	27,075	その他	189,589
機械及び装置	2,221		
工具、器具及び備品	9,623	**固定負債**	**7,409,698**
土地	4,673	社債	215,000
		長期借入金	7,136,572
無形固定資産	**3,202**	退職給付引当金	18,061
ソフトウエア	2,406	その他	40,065
その他	796	**負債合計**	**19,312,819**
		(純資産の部)	
投資その他の資産	**1,363,568**	**株主資本**	**5,217,483**
出資金	139,431	資本金	52,700
長期前払費用	471,118	資本剰余金	3,122,870
繰延税金資産	363,006	資本準備金	2,265,721
その他	390,012	その他資本剰余金	857,149
		利益剰余金	2,041,975
		その他利益剰余金	2,041,975
		繰越利益剰余金	2,041,975
		自己株式	△62
		純資産合計	**5,217,483**
資産合計	**24,530,303**	**負債・純資産合計**	**24,530,303**

損 益 計 算 書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,795,227**
売上原価		**11,454,362**
売上総利益		**3,340,865**
販売費及び一般管理費		**1,810,154**
営業利益		**1,530,710**
営業外収益		
還付金収入	4,523	
受取利息	67	
受取配当金	741	
保険解約返戻金	4,346	
業務受託料	4,132	
その他	4,749	18,559
営業外費用		
支払利息	344,455	
支払手数料	86,047	
その他	9,103	439,606
経常利益		**1,109,663**
特別損失		
固定資産除却損	20	
前払費用償却損	14,629	
和解金	20,000	
減損損失	33,829	68,479
税引前当期純利益		**1,041,183**
法人税、住民税及び事業税	6,044	
法人税等調整額	△44,810	△38,766
当期純利益		**1,079,949**

株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	51,650	2,264,671	755,810	3,020,481	1,162,312
当期変動額					
新株の発行	1,050	1,050		1,050	
剰余金の配当					△200,287
当期純利益					1,079,949
自己株式の取得					
自己株式の処分			101,338	101,338	
当期変動額合計	1,050	1,050	101,338	102,388	879,662
当期末残高	52,700	2,265,721	857,149	3,122,870	2,041,975

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金			
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	1,162,312	△79	4,234,364	4,234,364
当期変動額				
新株の発行			2,100	2,100
剰余金の配当	△200,287		△200,287	△200,287
当期純利益	1,079,949		1,079,949	1,079,949
自己株式の取得		△40	△40	△40
自己株式の処分		57	101,396	101,396
当期変動額合計	879,662	17	983,118	983,118
当期末残高	2,041,975	△62	5,217,483	5,217,483

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～31年
機械及び装置	15～17年
工具、器具及び備品	3～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）　5年（社内における利用可能期間）

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 不動産ソリューション事業

顧客との不動産売買契約に基づき、自社で仕入れ、バリューアップを施した物件（小規模、大規模マンション、商業施設、事業施設等）を顧客に引き渡しを行う履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

(2) 不動産賃貸事業

賃貸契約に基づき主にマンション・オフィスビル等建物、土地及び駐車場の賃貸を行っています。この場合、室料・共益料等は「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引に該当します。なお、収益認識基準の対象となる物件内の付加サービス等の履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足され、収益を認識しています。

5．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

6．消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、５年間で償却を行っております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	6,394,456千円
仕掛販売用不動産	13,633,185千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として計上しております。正味売却価額の算定における主要な仮定は、将来の販売見込額であり、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し反映させております。また、必要に応じて不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき算定しております。なお、上記の主要な仮定に変動があった場合、翌事業年度において評価損が計上される可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	363,006千円
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)	380,971千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっては「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号)」に定める会社分類に従って繰延税金資産の計上額を決定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として行っております。当該見積りに当たっては、販売用不動産の販売見込額、見積総原価等、経営者による重要な判断を伴う主要な仮定が含まれております。当該仮定の予測には高い不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の発生額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

係争事件の解決

2022年11月11日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせいたしましたＤｒｅａｍ Ｂｒｉｄｇｅ株式会社（以下「原告」といいます。)より提起されていた違約金請求訴訟について、下記のとおり和解が成立致しました。

1．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2022年８月29日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行、定款の一部変更、主要株主及び主要株主である筆頭株主並びにその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「本お知らせ」といいます。)のとおり、株式会社キーストーン・パートナース(以下「キーストーン・パートナース」といいます。)を引受人とするエクイティ・ファイナンスによる資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を行っております。

本資金調達に至る過程において、当社は、複数の出資候補者の１社であった原告との間で、株式増資も含めたファイナンスの実現に向けて協議することを内容とする覚書(以下「覚書」といいます。)を締結しました。

最終的に、当社は、前述したとおり、キーストーン・パートナースから本資金調達を行うことになりましたが、これに対し、原告は、当社に対し、本資金調達が覚書に違反することを理由として違約金200百万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起しました。

当社は、同訴訟において、当社に覚書違反のないことを主張してきましたが、今般、裁判所から和解による解決が提案されたことを受け、当社は原告の主張を認めるものではないものの、本件訴訟の更なる長期化により今後生じることとなる経済的・人的コストの負担等を総合的に考慮し、裁判所の提案に応じることが合理的であると判断するに至りました。

2．和解の相手方

（1）商号

Ｄｒｅａｍ Ｂｒｉｄｇｅ株式会社

（2）本店所在地

東京都渋谷区桜丘町 29-35 渋谷Ｄマンション６Ｗ

（3）代表者の氏名
小塚　英一郎

3．和解の内容
当社は、原告に対し、本件和解金として金20百万円を支払います。他方、原告は当社に対する本件訴訟についてのその他の請求を放棄します。これに加え、当社・原告間で、本件に限らず、一切の債権債務がないことを確認します。

4．当該事象の損益に与える影響
本件和解により、当事業年度に特別損失として上記金額を計上しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

現金及び預金	210,122千円
販売用不動産	6,358,663千円
仕掛販売用不動産	11,363,782千円
計	17,932,568千円

（2）担保に係る債務

短期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	8,569,631千円
長期借入金	6,483,522千円
計	15,053,153千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　88,685千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	4,864,138株	7,000株	－株	4,871,138株
A種種類株式	2,000株	－株	－株	2,000株

(変動事由の概要)

普通株式

ストック・オプションの権利行使による増加　　7,000株

2．当事業年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	171,946株	32株	124,872株	47,106株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少　　124,872株

単元未満株式の買取りによる増加　　32株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	150,150千円	32.00円	2023年 7月31日	2023年 10月30日
2023年10月27日 定時株主総会	A種種類株式	50,137千円	25,068.50円	2023年 7月31日	2023年 10月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	265,321千円	55.00円	2024年 7月31日	2024年 10月30日
2024年10月29日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	60,000千円	30,000.00円	2024年 7月31日	2024年 10月30日

4．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式　　56,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	1,035,707千円
株式報酬費用	54,597千円
賞与引当金	8,684千円
未払不動産取得税	65,914千円
減損損失	11,688千円
共同事業に係る調整額	40,920千円
税務上の収益認識額	5,618千円
その他	44,073千円
繰延税金資産小計	1,267,204千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△745,417千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△140,815千円
繰延税金資産合計	380,971千円
繰延税金負債	
その他	△17,965千円
繰延税金負債合計	△17,965千円
繰延税金資産純額	363,006千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余裕資金は、規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、資金の借入れ等に係る貸借対照表上の負債のいわゆる市場リスク（金利変動リスク）を回避するために利用し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の主たる事業である不動産ソリューション事業の販売契約においては、顧客の信用状況について十分に把握することで信用リスクの管理に努めております。

営業債権である営業未収入金は、１年以内の回収予定であります。

営業債務である営業未払金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業における不動産の仕入に必要な資金の調達であり、主に変動金利を採用しているため、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。当事業年度においては、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注１）を参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金　※２	10,209,027	10,185,102	△23,924
(2) 社債　※３	250,000	250,000	―
負債計	10,459,027	10,435,102	△23,924

※１．現金及び預金、営業未収入金、営業未払金及び短期借入金は、現金であること及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

※２．貸借対照表では流動負債に含まれている１年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

※３．貸借対照表では流動負債に含まれている１年内償還予定の社債も含めて表示しております。

(注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
市場価格のない株式等　※	139,431

※　市場価格のない株式等は出資金のみであり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,572,215	－	－	－
営業未収入金	134,922	－	－	－
合計	2,707,137	－	－	－

（注３）短期借入金、長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
短期借入金	5,752,185	－	－	－	－	－
長期借入金	3,072,455	5,212,842	939,444	146,369	138,981	698,934
社債	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	75,000
合計	8,859,640	5,247,842	974,444	181,369	173,981	773,934

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	－	10,185,102	－	10,185,102
社債	－	250,000	－	250,000
負債計	－	10,435,102	－	10,435,102

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負 債

長期借入金及び社債

変動金利分に関しては、短期間での市場金利を反映することから、時価と簿価は近似しているため、簿価を時価とみなしております。固定金利分に関しては、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又は社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	654円53銭
1株当たり当期純利益	213円81銭

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			その他（注）2（千円）	合計（千円）
	不動産ソリューション事業（千円）	不動産賃貸事業（千円）	計（千円）		
顧客との契約から生じる収益	13,815,332	276,964	14,092,296	37,790	14,130,087
その他の収益（注）1	－	665,140	665,140	－	665,140
外部顧客への売上高	13,815,332	942,104	14,757,437	37,790	14,795,227

（注）1．「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸収入が含まれております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産コンサルティング事業であります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産、契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	43,680
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	114,526
契約負債（期首残高）	1,816,724
契約負債（期末残高）	1,601,132

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年９月24日

株式会社ＬｅＴｅｃｈ
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　秋　田　秀　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　好　　慧　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＬｅＴｅｃｈの2023年８月１日から2024年７月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、内部統制システムの改善を引き続き要請するなど意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、内部統制システムの運用については、引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年９月25日

株式会社ＬｅＴｅｃｈ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　橋　本　伸　行　㊞

社外監査役　佐　藤　裕　己　㊞

社外監査役　喜多村　晴　雄　㊞

以　上

株主総会会場ご案内

会　場

大阪市北区堂山町３番３号
日本生命梅田ビル５階　ＡＰ大阪梅田東



交　通

- ■ JR「大阪駅」徒歩約12分
- ■ 阪急「大阪梅田駅」徒歩約9分
- ■ 阪神「大阪梅田駅」徒歩約9分
- ■ 地下鉄御堂筋線「梅田駅」徒歩約9分
- ■ 地下鉄谷町線「東梅田駅」徒歩約6分
- ■ 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約13分

●各駅より地下街ルートを通って「泉の広場」M-10出口をご利用ください。

UD FONT